

社会構造の大変革期に正面から次の時代に向けて発信した松下圭一

横須賀, 徹 / Yokosuka, Tohru

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / 法学志林

(巻 / Volume)

114

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

346(1)

(終了ページ / End Page)

315(32)

(発行年 / Year)

2017-03-07

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014676>

社会構造の大変革期に正面から 次の時代に向けて発信した松下圭一

横 須 賀 徹

戦前・戦後， 天皇統帥権・国民主権， 農村型社会・近代化（工業化）・都市型社会， 官治集権・自治分権， 国家統治・市民自治・市民政治， 国家学・公共政策学， 国法による支配・分権・自治体の自立， 分権化・国際化・文化化， シビル・ミニマム・量・質・成熟・洗練， アナログ・デジタル・ネットワーク

大きな社会構造の変革の中で次の時代への政策転換を示し， 世論をリードし， 社会変動に対応する展開として「農村型社会から都市型社会への対応」「自治体総合計画の原型と手法としてのシビル・ミニマム」「自立した自治体をめざす自治体職員の創出」「公共政策学」「2000年分権改革」と新たな扉を開き続けた思想家『松下圭一』の時代と人を考える。

発想の源となる経験や実績があって， 次の展開があることが通常である

I 松下圭一の原点となる経験や経緯はなにか

最も多感な時期， 太平洋戦争の軍事国家における統制の息苦しさの中で過ごすが， その時期と戦後の混乱期に， 2度3度と続けて息苦しさ以上につらい， 国家の強制力も支援もない， ある意味， 国家統治以前の状態を経験する。福井空襲（1945.7）・福井地震（1948.6）・九頭竜川堤防決壊（1948.7）であった。

この様な状況の時， だれもが生きるための必死さと共に， 自分とごく近い周囲， そして， もう少しの広がりの中で， どの様に生き抜いていくかを考え行動

する。政治的な支配関係のない政治的な関係以前の原始的な生活環境を経験しなければならぬ中で、自活し自治することで、ある種、政治的な強制力のない自由を松下は感じたのかもしれない。この経験が政治学を含めて、その後の発想や論調においての基本部分を一部形成し、歴史把握や思考方法に生かされている様に思われる。

特に、戦中の政治統制の強かった中で経験した福井空襲の混沌時と、戦後の新憲法・民主主義における新たな体制の構築期（復興期）に経験した、福井地震と九頭竜川洪水は鉄道などの外部との接続がまったく絶たれた混乱の中、政治体制の変化にかかわらず自活し自治することを経験したと思われる。この経験が個人に政治的な主権者としての位置を定め、ここに国家体制（統治）による支配下にある現状に対し、自治（市民自治）と補完による関係に至る原点があるのではないかと考える。

本人も2015年公人の友社刊「松下圭一*私の仕事—著述目録」の中で

[戦争末の福井市空襲、戦後の福井大地震による、家と地域の焼失・崩壊によって〈日常性〉の完全な崩壊を短期間で二度経験した。《都市型社会》をめぐる、後述する「シビル・ミニマム（生活権）論」の理論着想は、この原体験にある。]

と述べている。

この空襲と災害の間と後、それまでの発禁本とされていた書物を自由に読める中で、読むことができる時間空間と松下の知的欲求が金沢の地で合致したことは、東京大学の図書をしては出会えなかったかもしれない状況が、金沢の土地柄と旧制高校時代の多感な欲求に結びついて、その後の思考の基盤の一部を形成する機会となったかもしれない。

この時期と大学時代を含めての知識が、ロック研究をロックとその時代だけでなく大所から広げ、単なるロック研究者にとどまらなかった知識の幅を感じる。加えて、平凡社「政治学事典」の編集事務へとつながっていく基礎知識

社会構造の大変革期に正面から次の時代に向けて発信した松下圭一

となったことと考える。

東京大学を卒業し、すぐ法政大学の助手へ、大衆社会論争と市民政治理論、20代で確固たる位置を確保した経緯はなにか

II 20代で松下政治学「市民政治理論」の確立

東京大学時代、大学での学生新聞編集長、丸山眞男ゼミ等の記録はあるが、なぜロック研究へ向かったのか、どのような経緯で、学卒と同時に助手として大学に招かれたかの記録は少ない。

本人によれば、旧制高校の一文「習慣について」の機会にヒュームの思想に触れ、ヒュームへの接近は源流としてのロックへと至ったと書かれている。

1959年岩波書店刊「市民政治理論の形成」(序言)において

[昭和23年ごろ私は旧制高校性として金沢に生活していた。私がイギリスの市民思想に関心をもったのはこの金沢の街においてである。空襲、敗戦、震災さらに戦後の政治的諸変革という一つながりの事件は私に日常性の崩壊という問題を考えさせる機因をあたえた。当時私が『習慣について』という一文を書いたのはこのような問題設定からであった。このときデュルケーム、ベルグソン、デューイなどとともに、ヒュームの思想にふれる機会をもったのであるが、このヒュームへの接近は、また当然ロック、ホップズへとイギリス市民思想の源流にさかのぼることを必要とさせていた。しかし大学にはいってからは多忙のため、このようなイギリス市民思想への関心は中断されたが、健康上の理由で閑暇をえたとき『ロックにおける近代政治思想の成立とその展開』という論文をまとめることができた。]

三四四

この序言の中で戦前戦後の政治的変革以前に、空襲、敗戦、震災の経験が日常性の崩壊という問題を考えさせる機因をあたえたと述べている。

自活と自治の生活経験が、次の論理展開へ向かわせる一つの原動力となったことは、まちがいない。

また、大学における多忙（学生新聞編集長）のためイギリス市民思想への関心は中断されたが、病による時間がロック研究に向かう時間を設け、完成させることができたと述べている。

空襲、敗戦、震災、病、すべて命に繋がった経験だが、なにかがなければヒュームと出会った時の心の向く方向が違ったかもしれないし、多忙のまま学生時代を終えてしまったかもしれない。

人は逆境によって〈あるものを得 創られる〉との言もあるが、松下圭一は15歳から22歳の間に、多くの闇と光明を見ることを繰り返し、流されることなく、有効に時間をつかいきり自分を揺り動かす何かに向かっていったのだと思う。

その時、ロック研究の師はいたのか、丸山眞男ゼミに属していたことは確かだが、丸山氏は病床にあったと思われる。病床で、松下の「ロック研究」を読み指導したことに、松下は終生感謝し、丸山を先生として自分は指導を受ける学生だった立場を忘れていない。

この学生時代の論文が、20代の最後に1959年岩波書店刊「市民政治理論の形成」の基盤となる論文である。学生時代の論文は、法政大学において助手となつてすぐ1952年10月法学志林50巻第1号「ロックにおける近代思想の成立とその展開（1）」と、続いて同年法学志林50巻第2号「同（2）」として発表され、1954年5月平凡社刊「政治学事典」編集の後1954年一橋論叢32巻5月「名譽革命のイデオロギー構造とロック」（ロック没後250年記念号）で発表され研究者の目にふれることとなった。その後5年の時間を経て、前出「市民政治理論形成」の刊行となる。この5年間で、まさに松下市民政治理論の確立の時期である。

20代後半の活動の前に前半について推測を含め検証してみる。

「市民政治理論の形成」の原型となる学生時代の論文は、病床の丸山眞男だけでなく、松下のその後大きな流れをつくる人々の目にふれていたのではな

社会構造の大変革期に正面から次の時代に向けて発信した松下圭一

いだろうか。法政大学助手として大学人となることと、1954年5月刊「政治学事典」(中村哲, 辻清明, 丸山眞男編集)における編集事務担当としての2年間は同時期のスタートである。前述の1952年法學志林の論文から「政治学事典」完成までの期間と、その後の一時期発表されたものの記録がない。

また、勝手に推測すると、法政大学と政治学事典の間になんらかの関係があったと勝手に思うこともできる。

「市民政治理論の形成」序言の最後に著者は1958年9月記で

[本書を公けにするにあたって、まず、中村哲, 丸山眞男, 辻清明の三教授に感謝の言葉を献げたい。ことに丸山教授には、ゼミナール以来指導を受けるとともに、旧稿を病床にて読んでいただいた。このことは私にはたんなる追憶以上のことを意味している。]

と記している。

中村哲は戦後法政大学法学部教授、後に法学部長、総長となる。

丸山眞男は東京大学教授で松下指導教官、丸山政治学・丸山思想史学と言われる。

辻清明は東京大学教授で行政学者として官僚制の研究で日本の戦後行政学を確立し、行政学講座は西尾勝(東京大学教授, 地方分権推進委員会)にひきつがれ、国際基督教大学における門下生には武藤博己(法政大学教授, 現地方制度調査会委員)などがいる。

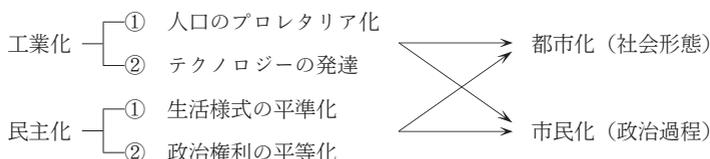
法政大学でのスタート時期に、3人の高名な政治学者とひざ詰めで接論し調べ文献にあたり集中的な知識の嵐の中で、2年間で過ごすこととなった。この知識は戦後の混乱期が続く中で思想の原点を幅広く確保し、地位確保を考える間もない中で大きな思考の基盤を手にした。当時の研究者の大半が海外文献の翻訳に熱中するのは対照的に、松下は自分の言葉で論争できる政治学者となる、基礎を創っていった一つの原点ではないかと推察する。

学生時代から政治学事典編集の期間も含め、その後の20代後半の大衆社会

論争の期間も松下の基本ベースにおいては、まず大衆社会への移行への予感（その後、都市型社会への転換、都市政策、公共政策へとつながっていく）は、ロックにはじまる市民政治理論と交わりながら政治学の基本概念についての再編をめざした。その論点を1956年法学志林刊「集団観念の形成と市民政治理論の構造転換」で発表し、同年中に岩波書店「思想（第389号）」に「大衆国家の成立とその問題性」が発表され本格的な大衆社会論争へと向かっていく。

この時、大衆社会へのイメージは1991年東京大学出版社刊「政策型思考と政治」の中で30年間の熟成の時を経て、同28頁2、都市型社会の政策〈3〉都市型社会の政策特性の「図2-3 工業化・民主化の進行模型」において、工業化と民主化は都市化（社会形態）と市民化（政治過程）となっていくと図化された。

図2-3 工業化・民主化の進行模型



工業化にともなう人口のプロレタリア化は、松下の30年前の想定どおり進行し、第1次産業就業者は大衆社会論争の時点では最大の構成比で、明治期の80~70%から40%程度になったとはいえ大きな比率であったが、論争の終盤の1960年第3次産業に首位の座をゆずり第2次産業にはほぼ並ぶ最下位となつて、1975年の高度成長期の減少率はそれまで経験のない産業構造別人口比となり、1980年には10%を下まわる。2015年は3.6%となっている。このことは給与労働者が大半となり、人口のプロレタリア化は80年代から90年代にかけて議論の余地のないものとなった。

特に高度成長期の中産階級の出現を含め、給与による所得の安定を求めて地方の中核都市を経て大都市への人口の移動があり、加えて工業化によるテクノロジーの発達は、70年代からコンピューターが牽引した。

社会構造の大変革期に正面から次の時代に向けて発信した松下圭一

民主化は工業化による社会形態の都市化に加えて、生活様式の平準化と政治権利の平等化をもたらし、市民化へとなる。このことは1959年中央公論社刊「現代政治の条件」において「政治的人間型」の「市民」的人間型の現代的可能性で述べられていく。

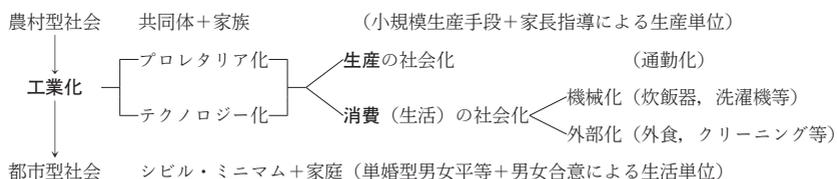
それは、前出「政策型思考と政治」30頁「図2-5 人間型の歴史変化」において『農村型社会』『近代化』『都市型社会』において、農民→労働者→市民、自治・共和型 自立・寛容 品性・成熟 と表されている。

図2-5 人間型の歴史変化

	〔原型〕	〔規制〕	〔倫理〕	〔価値〕
農村型社会	農民	共同体・身分型	伝統・服従	呪術・宗教
〈近代化〉	労働者	官僚組織型	進歩・出世	禁欲・勤勉
都市型社会	市民	自治・共和型	自立・寛容	品性・成熟

同様、同書31頁「図2-6 都市型社会の生活様式」において『農村型社会→工業化→都市型社会』と図示しており、松下20代後半の社会形態の変化以降への予感はずに的中し、30年の時が実証し、50代に入った所で1991年に「政策型思考と政治」で図示された、農村型社会から都市型社会への移行は、人類数万年の有史の中で初めての社会構造の変化と言っても言い過ぎではない変化であり、この変化を1950年代に予感し発した思想家は、松下だけといってもよいのではないか。

図2-6 都市型社会の生活様式



歴史的な社会の転換点に多くの思想家が出現し歴史的な文献を後世に残し、次の社会変化へのアプローチとなっていくが、1959年「市民政治理論の形成」

や1991年「政策型思考と政治」加えて、1971年東京大学出版刊「シビル・ミニマムの思想」、1975年岩波新書「市民自治の憲法理論」又は、2009年岩波書店刊「松下圭一法学論集国会内閣制の基礎理論」は続く世代が次の社会構造変動を読みとくために大切に研究していかなければならない書となり、社会の変化を見て対応したのではなく社会の変動を予感して表した大著として大切にしなければならない。

地域政治への関心から革新首長そして地域行政へ、 政策・計画の必要性への展開

Ⅲ 30代から40代なかばまでの松下のフル活動

松下20代最後の作品は、前出の「市民政治理論の形成」と「現代政治の条件」であるが、同時期に1959年中央公論刊「日本の政治的底流」（共同調査）がある。この活動は30代を通じての新しい活動展開の幕開けの調査となっている。1959年当時、東京都政調査会の鳴海正泰氏（後に横浜市、関東学院大学教授）と中央公論編集部求めに応じ、関西の労働組合や自治体・地域運動団体をヒアリングした。松下は中央政界ではなく、地域の政党や労働組合・自治体・住民運動の人たちや地方政治の組織と直に接することとなり、自治体と住民との関係や市民の抵抗活動などに、この後、強く関心をもつこととなる。

農村型社会の「ムラ構造」は、地域有力者と自治体の古い行政体質と役人組織において強固に守られており、それに対抗する市民運動が各地で起きている事を指摘した。続いて1960年都政調査会刊「大都市における地域政治の構造」（杉並区調査で「自治体改革」）を分担執筆している。地域における民主主義の未成熟は、東京においても「ムラ」があるとして、地域民主主義を確立して、自治体の構造改革に取り組むことが必須の課題で、体質自体の問題として強く示し、松下の活動方向も地域民主主義と自治体改革の方向に進んでいく。

松下が30代に入ってから発表の場が広がり、20代の大学・岩波・中央公

社会構造の大変革期に正面から次の時代に向けて発信した松下圭一

論から、もっと広く読まれる新聞・雑誌・週刊誌・業界紙と広がり、時の人となっていく。発表数もこれまでの数倍に増え、読者対象範囲も広がっていった。

一方、1959年4月の統一地方選挙において、地方の中核的な都市で革新市長が誕生し、1963年統一地方選では、さらに多くの自治体が革新自治体となる。横浜市で飛鳥田一雄市長、東京武蔵野市で後藤喜八郎市長が誕生し、1964年には仙台市の島野武市長と飛鳥田市長の呼掛けで全国革新市長会が発足する。その方針づくりや活動に参加し、自治体首長と直接交流し、自治体改革で議論することとなる。1967年には東京都に美濃部亮吉知事が誕生し、68年の都の「中期計画」策定に参加し、71年の「広場と青空の東京構想」の作成にたずさわわり、「都民参加」「シビル・ミニマムの実現」のプランを作成した。

60年代の革新市長や知事との出会いを、自治体改革の出発点ととらえて活動を始めたが、首長の考えと行動だけではなかなか動かないものが、60年代後半に入り実務家の自治体職員と交流し議論したことで、いくつか実現していくことを実感し、実務家との交流を助け、実務に加わっていくこととなる。

60年代後半の実務家へのアドバイスはかなり実質的なものになり、手法や構造の提案が武蔵野市では委員となって反映されていく。その手法も市民委員会方式で、長期計画を市民委員会が行政担当者と協働しながら作文し創っていく。この手法は今日でも他市では実現しない、市民による委員会がまったくの中心となった形態で、委員会が議会とも議論し計画を創っていく長期計画である。しかし、真の松下らしさの形態は、自分が実務の中心人物として進めるが、委員長は東京大学教授の遠藤湘吉とし、地元成蹊大学の佐藤竺と造園家の田畑貞寿（後に千葉大学教授、造園学会会長、当時東京大学特別研究員）を配し、委員長の権威と地元大学の行政学者で学生の参加を促せる人材、加えて、武蔵野のアイデンティティーである緑の保全に対する知恵を持つ造園家と、目配りのきいた陣容を整えて進めた。次の展開では、自分の後を東京大学における辻清明行政学の後任となる西尾勝教授に託くしていく。このことがまた次の展開につながっていく。

その様な自治体における活動の原点が、1971年東洋経済新報社刊「市民参

加) (責任編集) 編者論文「市民参加とその歴史的可能性」(第7回吉野作造賞受賞) にあり、(まえがき) の出だしの文章で

[市民参加という言葉は美しい。あるいは市民参加という言葉は、生まれたばかりで若々しい誇りの高さを感じさせるという意味で美しいのかもしれない。]

続いて

[だが民主主義があらゆる体制を貫く政治の正統原理となった今日、民主主義がたんに正統原理としてではなくさらに機能原理として活力をもちうるとするならば、それは市民参加の可能性の追求をまたなければならないであろう。民主主義は、万人による万人にたいする支配という政治の主体・客体の同一性を指向する。だが、大規模単位における民主主義の実現は、リーダーと大衆との分化をふくむかぎり、それは形容矛盾となる。政治の主体・客体の同一性は小規模単位においてのみ実現しうる。したがって民主主義が、正統原理たるのみならず機能原理たろうとするならば、民主主義は微分化されなければならない。民主主義がつねに原始化されなければならないといわれるのはこの意味においてである。]

として

[直接民主主義と間接民主主義との関連すなわち分節民主主義の位置をここに設定しなければならない。しかも、それは自治体において具体的な方法的原型をもちうるであろう。]

三三
七

と自分の自治体における行動を提起している。

加えて後段において

[日本においては、市民参加は、明治以来の、否、織豊以来、歴史的につちかわれてきた集権的権威との対決、したがって私たち内部の自発性喪失にたいする自己克服を意味している。それゆえ市民参加は、私たち個人の市民的人間型の形成を不可欠の前提としており、一日にしては開花しないながいながいそのための期間を想定せざるをえないであろう。市民参加の〈方法〉模索は今日はじまったばかりなのである。]

と記し、武蔵野市における学者による市民参加から次の展開を期待した文章である。

同時期の大きな次へと続く流れは、1970年展望（5月号）に発表された「シビル・ミニマムの思想」を含み表題とする1971年東京大学出版会刊「シビル・ミニマムの思想」（毎日出版文化賞受賞）で、1959年から1970年の「展望」までの論文・記事を15本まとめたもので（1960年代の問題性）農業社会からの転換、（都市と都市科学）政策科学の主要領域をなす都市科学の形成と提唱、（社会分権と政策形成）現代の政治過程についての総合的な論点、（テクノロジーとデモクラシー）英米における展開形能の分析が書かれ、次の同年中の1971年岩波新書「都市政策を考える」へとつながり、1972年から73年にかけての岩波書店刊全12巻「岩波講座現代都市政策」編集委員（第1巻都市政策の基礎）において

[〈都市〉が文明的画期として全般的生活様式となってきたとはいえ、それはいまだ国際的にも50年ぐらい、日本ではつい最近の事態であり、またあたらしく工業化にともなう公害による人間存在の生態学的危機、それに資源の地球的規模での枯渇すら全人類の規模で問われるにいたった今日、都市ヴィジョンないし都市政策は国際的にも模索状態といってもよいであろう。したがって都市政策の構想にあたっては、〈都市〉の具体的ヴィジョンを私たちが創造し、それが私たち市民によって共有されなければなら

ない。]

として、都市政策の必要性を述べこの12巻の講座が学域を超え公共政策へと展開していくこととなる。

1974年度の海外（ロンドン）での1年の活動が1つのくぎりとなる。

この松下40代前半までに、政治学者の思想家・実務家・政策科学等、多面的な展開を見せた。もっとも活動的な時期であったと考える。

雑記：先生の40代前半は、もっとも活動的な時期であったと思っている。

私事だがその時期に2年間週1度の2時限（政治学の講座とゼミナール）だが濃密な時間を過ごせたのは幸せなことであったと感謝している。（雑の雑：同時期に受賞も多く、その毎に勝手に祝賀会を設け、御銚子1本と料理の分を超えた酒代を大先生（ごちそうになったことのお礼の意で敬述）に払わせたこと、今思えば大変恐縮しております。）

当時ゼミナールの中心図書は岩波新書の「都市政策を考える」であったが内容を理解し議論についていくためには、それまでの松下著作ばかりか関連書の範囲も広く、まずは神田で1959年刊の「市民政治理論の形成」を見つけることからはじめなければならなかった。週1時限のためにその間の6夜を使わなければならない様な展開が夏休みまであり、夏の合宿で3日2晩かけて一冊読みとくなどであった。しかし学生達の学生らしい動きにあきれたのか、秋からは本人の著作物を週1~2本書かれていた様子もあり、少し内容的にゆるめられて学生は少しだけ余裕が持てた。この時期の先生本人のことばで強く記憶されているのは、私は就職（水戸市）が決まっていたが、もう少し学生も続けたい気もあり相談したところ「自分は弟子といわれるたぐいの周辺はもたない。学閥にも属さないし創らない、自分の力で考えなさい」そして先生から「自分は大学で旗をふり、どこであれ旗をふれるところで旗をふり続けるから、現場での実践を通して何が違うのか伝えてくれる人がいれはうれしい」とのことばをきき、現場を選択した。これが幸いだったのは1年・2年就職を後回しにす

社会構造の大変革期に正面から次の時代に向けて発信した松下圭一

るとオイルショック後の反動で1975年からは大変な就職難となっていた。その後、毎年の様に水戸においていただき指導を仰ぎ、今日に至れたことを感謝している。

ロンドンから帰国 官治集権型の憲法理論への主張と 自治体職員との勉強会から自治体学会

IV 40代後半から50代にかけての新たな試み

1年間のロンドンから帰国後、会話の中で出版書籍の話になった時「もう少し頑張って、新たな論点を世に問わなければならない」と語っていた。その書は、1975年岩波新書「市民自治の憲法理論」で、その（はしがき）に

[今日の市民運動は、日本史上はじめて、〈市民自治〉による〈市民共和〉という発想を成立させてきた。たしかに市民運動は、その台頭の直接的要因を、戦後の高度成長政策の破綻、それにとまなう公害問題、それに都市問題の激化にもっている。しかし、その基底に、明治に出発点をもった「工業」と「民主主義」の成熟というという日本社会の構造変動が伏在し、そこに「市民的人間型」の大量醸成の可能性が成立したかぎり、市民運動はもはや不可逆の条件をもっているということが出来る。その結果、日本の思想、さらには自然科学・社会科学全体をつらぬいて、発想ならびに理論構成の転換が、今日、日程にのぼったと断言することができる。本書は、この状況をふまえて、法学的思考とくに憲法理論の再構成への展望を提起するものである。]

続いて

[従来の憲法理論の問題点は、次の二点におおきく集約できる。

第一に、国民主権を前提とするにもかかわらず、国民主権を国家主権へと置換し、国民を国家統治の対象へと解消する。

第二に、国家統治と市民自由・市民福祉との緊張が問題とされえても、憲法機構としての自治体の独自性の設定が欠如している。

そこでは国民主権の日常的発動という発想は想定されもしていなかったのである。

しかも、このような問題点は、保守・革新の憲法理論に共通にみられるものである。社会主義憲法理論も、資本主義国家統治に対決して、社会主義国家統治を提起するのみにとどまっている。それゆえ、市民自治から出発する憲法の意義設定は、保守・革新ともにみられた国家統治という発想を崩壊させ、政治機構にたいする市民としての国民の自立性、中央政府にたいする自治体政府の独自性を提起し、憲法理論のラジカルな転換をうみだしていく。]

そして、ひろく市民によって憲法解釈や理論の構築が展開されるのは、もはや不可避だとして、市民的人間型に至る。これも同書（はしがき）のなかで

[最後に、市民とは何か、という基本問題がのこされるであろう。市民とは、自由・平等という共和感覚をもった自発的人間型、したがって市民自治を可能とするような政治への主体的参加という徳性をそなえた人間型、ということができる。それは「階級規定」とは別の次元の「人間型」の問題である。古代のポリスやキウィタスにおける支配層の市民的身分倫理としての古典的徳性を想起しながら、かつてマキャヴェリは共和国の制度構想をおこない、それをうけてルソーは社会契約における市民の徳性を定礎し、モンテスキューも共和制度の精神として市民の徳性をあげたのである。この市民的人間型にたいして、現実に存在しない理想概念という批判が成立する。だが市民的人間型は理想概念ではなくて規範概念である。民主政治について憲法という制度イメージ自体もまた、この市民的人間型を前提

社会構造の大変革期に正面から次の時代に向けて発信した松下圭一
とせずしては成立しえない規範概念にほかならない。]

と記されており、市民が国家（自治体においても同様）の政治主体であり政府の創造主であることから、その人間型について述べている。本書Ⅱ戦後憲法学の理論構成4自治体と国家統治114頁において

[自治体は、国の統治権にもとづく立法政策の対象ではなく、それ自体ま
ず憲法機構としての市民自治機構である。今日の自治体は、たんに国の地
域政治単位を意味する以上に

- (1)市民の政治的自発性の喚起
- (2)市民生活基準としてのシビル・ミニマムの保障・拡充
- (3)地域生産力の適正配置をふくむ都市改造・農村改造の実現
- (4)自治権の拡大による国の政治・経済の再編
- (5)自治体機構の民主的能率化

を課題とする憲法的意義をもっている。

とすれば、基礎自治体（市町村）から出発し、基礎自治体で実現できな
い政策課題を、広域自治体（都道府県）、ついで国に、どのように配分す
るかこそが、立法政策の課題といわなければならない。この意味で、市民
→市町村→都道府県→国の上昇型の発想をとることを必要とする。とすれ
ば、自治体は憲法構造において基礎的意味をもつことになる。これまで憲
法学が、逆に、国→都道府県→市町村→住民という下降型の官治的発想を
もっていることを、批判しなければならぬのである。その法技術的手法
が有名な固有事務、委任事務、行政事務という、国と自治体との権限のタ
テ割分割理論である。けれども、行政は、国によって独占され、その一部
がタテ割に自治体に委任されるというよりも、重層的に市町村、都道府県、
国へとそれぞれのレベルの特殊性に応じてヨコ割に分担され、自治体は市
民生活にたいして包括的に責任をもち、国は調整的先導的に必要な基準の
策定ついで戦略的課題をひきうけるにとどまる、という理論構成が必要な

のである。]

において官治集権型の国家統治から、自治分権型の市民自治への発想の転換の必要性を述べている。

この事を、当時の岩波書店の担当編集者であった大塚信一氏は、2014年トランスビュー刊「松下圭一 日本を考える—市民自治と分権の思想」の第5章市民自治の憲法理論 1.市民参加と法学的思考 210頁で

[1975年9月、松下は『市民自治の憲法理論』(岩波新書)を上梓した。この本があたえた影響は大きく、序章に書いたように、“松下ショック”といわれた。私自身、担当編集者としてのこの本のもつ意義の深さに心底から感嘆したが、一方で危惧の念をまったく抱かなかったといえぼうそになる。というのは、この本で徹底的に批判されている高名な憲法学者たちは、岩波書店の有力な著者でもあったからだ。校了にするまで何回もゲラを読みこんでえた私の結論は、松下の主張が正しいというものだった。]

と記されている。

国家学・国家統治学の憲法学として構築し論じられてきたものが、統治の対象者が政治の主体となるから、解釈も理論構成もちがうとの論への無視と反感は、いかばかりであったろうか。しかし、この書は次の時代の2000年分権改革につながっていくだけでなく、自治体職員の活動に広く影響をあたえ、この期の中で大きく展開していく。この市民自治の憲法理論は、ロンドン出発前の3つの論文(1973年7月、1974年3月、12月発表)で構成されており、元論文とつぎ合わせをしてないことから推測になるが、ロンドン時代に見・聴き・調べた、市民・市民自治・政府信託等がいま一度熟成され、完成されたと考えている。

三三三

前述したが、自治体首長より職員の発想と創意が新しい方向につながっていくことを、松下は武蔵野市や杉並区・多摩地区の自治体で実感していた。武蔵

社会構造の大変革期に正面から次の時代に向けて発信した松下圭一

野市の事例では、革新市長の後藤善八郎市長の前任の新井元気市長の時代から、当時は少なかった大卒のエリート自治体職員の小山茂氏が若手の総務課長で活躍する姿と、後藤市政時の総務部長時代まで見ることで、例えばGHQの指令により全国で町内会が廃止されるが、その型を他の自治体がなくしずしにしていくなか、武蔵野市は市報等の手段が回覧板による周知の必要性をとりぞき、今日まで復活していない。他に公文書の横書き等、先進的な手法がとりいれられ、松下が決定的に小山氏の力に感銘するのは1971年に完成する「武蔵野市基本構想・長期計画」の策定のため、数年前からそのしくみや構成を提案するとすぐに実現する姿に、首長が変えられないことを、職員が変えていく事を実感し、それを認めていく政治家としての市長は偉いなと語っていた。

この70年代に入った時期から自治体職員に大卒が増えて、自治体が変わっていくことを想定し松下は次の変化への展開を望んだ。当時の大学におけるゼミナールにおいても「自治体は変わる・変えられる・おもしろいぞ」の流れができ、第一次オイルショックがあったにもかかわらず、高度成長期の絶頂のような、自分の望む所にどこでも就職できる時代に、半数は自治体職員となって全国にUターンJターンしていった。民間に就職した者も半数は（現在では就職ランキング上位になる会社だが）当時今でいうベンチャーの様な企業に入り、その企業を大きく育てた者もいた。

松下はこの自治体職員構成の変化を確実に捉えて、自治体を変えるためには、職員の意識と知識と新たな創意が必要と考え多摩地区自治体職員の勉強会を始める。そこでは各自治体における行政手法の比較や方法論的なことから、次第に市民参加・職員参加、都市文化・市民文化へと広がっていく。この活動の中でそれまで知りえなかった現場の実態と現実を知るとともに、そこにある疑問に対し対処することを考えることとなる。それが自治体職員の研究会の諸氏と書き上げ編著した1980年学陽書房刊「職員参加」で、その（はしがき）において

[今日、すでに、これまで軽視されていた市町村（基礎自治体）の内部に、

戦後派の新しい型の職員層が幅広く育ちはじめ、実務と理論の緊張のなかで、自治体行政の方向を模索しつつある。今後の日本の自治体行政はこの層がになっていく。この層は、基礎自治体という行政の最尖端にあるだけに、今後、国や都道府県（広域自治体）にたいして理論・政策批判を対等におこない、日本の行政のあり方を変えていくとみたい。その結果、大量の市民活動家の作業ともあいまって、日本の社会科学にみられる保革のドグマの転換をうみだしていくにちがいない。

いうまでもなく、職員が職場のあり方を率直にみすえて職員参加を論ずることは、みずからの内面における市民意識、公務員意識、労働者意識という三面性間の緊張をはげしくするだけでなく、とくに職場にきびしい問題をのこす。これは、日本の行政を自治・参加・分権型にくみかえるには、避けてとおれない関門であろう。むしろ、本書のような性格の問題提起が、今後どしどし輩出し、本書が異例にならないような状況が作りだされることを期待したい。]

と、大きな可能性を期待している。

続いて、自治体職員の著作を編集し本人の著作を加えた1981年学陽書房編著「文化行政—行政の自己革新」、1985年有斐閣編著「市民文化は可能か」、1986年学陽書房編集「自治体の先端行政—現場の政策開発—」続いて、本人の自治体職員との交流の中から見えた大きな社会課題に向け著作した、大きな変革への題言となる1986年筑摩書房刊「社会教育の終焉」が刊行され（序章）日本型教育発想で

[教育とは教える、つまり未成年への文化同化としての基礎教育を意味するとみなければならない。今日の日本ではこれは高等学校水準であろう。

ここから決定的な問題がでてくる。なぜ、日本で、〈社会教育〉の名によって、成人市民が行政による教育の対象となるのか、という問題である。

社会構造の大変革期に正面から次の時代に向けて発信した松下圭一

国民主権の主体である成人市民が、国民主権による「信託」をうけているにすぎない道具としての政府ないし行政によって、なぜ「オシエ・ソダテ」られなければならないのだろうか。]

と、正面から論じ、その結果、社会教育法の法律名は変わらずも、文部省（現：文部科学省）社会教育局は、生涯学習局と名前を変えることとなり、当時の文部官僚にとっては、もっとも反政府的な学者と見られていた様子がうかがえる。

1986年には自治体学会の設立に至り、それまでの自治体との活動や職員との交流が一つの型となった。

雑記：私が自治体から大学へ仕事場を変えたとき、同じ学部に文部省生涯学習局出身の教員が複数おり、歓迎の宴席で大学の事や専門分野の話から松下先生の名がでると、相手はアレルギーになり体が痒くなるくらいだと聞き、会場を出てから声を出して笑った。とりあえず、局のよび方だけ変えてその場をしのぐ、文部省らしい対応とでも言えばよいのだろうか。

都市政策から始まった政策科学への歩みが日本公共政策学会へとなり、国と自治体のあり方を変える 2000 年分権改革へ

V 60代から70代に、40年間～50年間の活動の流れが型となる

60代に入り松下は、ここまでの思考や行動をまとめる作業に入った様に思われる。

通常、それまでの思考や行動してきた実績を、型として実現させることは容易ではないし、自己完結の部分以外、社会の潮流としては、ほぼ型になることはない。しかも、学派を形成せず弟子を持たない学者は、自分の講座を本人の思う方向に導いて継続することはむずかしい。

松下の60代は世間の常識とかけはなれ、それまでの思考と行動を完成型として3点をみることになる。

その1点目が、1991年東京大学出版会刊「政策型思考と政治」(NIRA 東畑精一賞受賞)である。本書の表紙の裏面に次の様な文章がある。

[地域規模から地球規模まで、今日の政治景観は一変してきた。この新しい政治状況には、新しい政治理論が必要である。

本書は《分節政治》の構想、ついで〈政策型思考〉の定位にともなう、国家観念との別れの書である。国家とは、農村型社会から都市型社会への大転換、つまり近代化の推力としての、過渡媒体にとどまる。都市型社会の成立がひろがれば、政府は、自治体、国、国際機構に三分化するとともに、政治は、この各政府レベルにおける、《政策・制度》の模索・選択についての、市民の「組織・制御技術」となる。

政治は、絶対・無謬・包括性をもつ国家観念から解放され、「分権化・国際化・文化化」という課題とあいまって、三政府レベルにおける、市民の文化水準・政治習慣、いわば品性・力量の反映となる]

この時期に社会形態の景観は一変した。そのことから農村型社会から都市型社会への大転換で、国家観念から解放されとある。加えて最後に『品性・力量』のこたばを使っている。

雑記：学生時代から観てきた先生の立ちふるまいは、とても品性のあるものであった。学生達との合宿で3日2晩勉強することをあきずに出来たのは、進んで先生が動くことで学生が流れにくみこまれたからで、夜の大部屋での布団敷きも食事の片づけも、気が付くと先生が率先されていた。しかし、学生が女子学生を見つけ一緒に花火をしたり、大騒ぎしている時、ただおもしろそうに静かに見ていてくれた。学会や水戸にいらっしやった時の立ちふるまいも、常に品性を感じるものであった。

本書の（あとがき）では

[都市型社会がつくりだした新しい政治の景観，ついでそこにおける市民の政治成熟の可能性については，誰かがその論点を整理する必要がある。

都市型社会の成立をみた日本の政治は，ひろく世界共通文化の成立ついで市民文化の形成とあいまって，いつまでも農村型社会ないし明治国家の残照のなかにとじこめられているわけではない。市民の政治成熟とともに，当然，政治の分権化・国際化・文化化もすすむ。ひろく，工業化・民主化の深化にとともなう，この都市型社会の成立ないし市民の可能性を，どのように，「構造必然」として位置づけるかが，今日，理論として問われている。でなければ，内からの日本独善論，あるいは外からの日本特異論のオトシアナにかかってしまうではないか。]

論点の展開が現実完成のために最大の関心は「市民の政治成熟」であることが記されており，同（あとがき）最後に本書を世に出した決意が

[私は，10年前，ほぼ50歳でマス・メディアないしジャーナリズムでの発言をやめた。でなければ，本書を書くことはできなかったであろう。だが，本書は当然，これまでの，生活からはじまり，政治ないし政府・行政機構をめぐる，私なりの多様な〈経験〉をふまえている。]

と書かれている。本書は出版されると日本各地・各分野で読書会が行われ，いくつかの会に招かれたが，市町村職員が中心の会，都道府県職員が中心の会，議員（国会）が中心の会，大学人が中心の会など多種多様であった。しかし，多種多様な人々の集まる会はなかった。国会議員の勉強会はこの人達が本気かなと思いつつも，何かの可能性が動き出したと感ぜられた。松下没後，また，読書会の様な動きがみられる。

第2点目は日本公共政策学会の設立で、1996年6月8日に設立総会が行われ、初代会長となった松下が基調講演を行った。その最初にあいさつの言葉の後、1996年日本公共政策学会会報No1の1頁

[今日、ひろく、政策開発、政策研究の重要性、緊急性が理解されるようになっていきます。すでに数十をかぞえる政策・計画にかんする専門学会があります。また政策専門の学科、学部、大学院も新設され、今後急増すると思われれます。既成学部でも政策にかんする講座がふえています。他方、政策づくりを専門あるいは商品化する研究所やシンクタンクもこれに加わっています。

日本も、後発国特有の輸入理論信仰段階を終って、「実務」としての政策開発・政策研究にとりくみ、社会科学全域を再編する時代にはいつてきたといえます。日本公共政策学会の出発は、この意味では不可欠だったといえるでしょう。]

と、すでに出来はじめていた政策系の学部学科（この時点で政策学的な学びをした大学教授はほとんどいない状態で、教員となってからの学びで、ほとんどは旧来の学系に属し、学問領域を拓けようとする人達で旧来の学系が基本となる人達を中心であった。）は、それから20年、ごくあたり前の学部学科名としての公共政策学となり、学会会員も数年前に1,000名を超えた。しかし、旧来の学系の中でサイロエフェクト（たこつぼ状態）におちいらず、視点を都市・地域や市民等、多面的に考察し学系間の連携による新たな論理の展開を目指したはずだが、代が変わる中で、旧来の日本的な根回し学会へと逆進し、各研究者がまたしてもサイロエフェクトの中にとじこもって行くことが危惧する、今日の状況を感じている。

三二五

第3点目は、2000年分権改革

松下20代の研究者としてスタートした時からの1959年前出「市民政治理論の形成」から、1975年前出「市民自治の憲法理論」、1991年前出「政策型思考

社会構造の大変革期に正面から次の時代に向けて発信した松下圭一

と政治」等の積み重ね・熟成してきた理論は、思想の型として定着し始めるとともに、現実の型で前出の日本公共政策学会や政策系大学・学部・学科・大学院が出現し、確実に前に向かっていく実感と環境的な熟成期に入ったことはまちがいがなかった。しかし、松下の指摘する論点のとおり、確実に都市型社会に移行したはずなのに1950年代に調査したムラ構造はのこり、行政の国家管理は形を変えずに基礎自治体施策の後追いやアンケートで施策を集める様で、発想や主体を変えずに施策が維持できない状態の官僚体制となっていくた。その様な中で1996年岩波新書「日本の自治・分権」、1998年岩波新書「政治・行政の考え方」、1999年岩波新書「自治体は変わるか」と分権に向けての新書や、「地方自治職員研修」などの雑誌や北海道自治体学会をはじめとする公人の友社のブックレットなどたて続けに出版される。この間に松下が確実に前記したことを確認できたことは、1996年12月6日の衆議院予算委員会において、菅直人衆議院議員（後の第94代内閣総理大臣）が「行政に対する国会の慣習権」について質問したことが、1997年8月号「世界」で25頁にわたって紹介されている。本文45頁で

〔(菅直人) 国会は単なる立法府ではないということです。これは松下先生から私が学んだ基本の一つですが、国会が国権の最高機関であるという41条は、国民の代表権をもっているからこそ最高機関だと言っているのです。憲法構造でいえば、まず67条で国会は行政のトップの総理大臣を選べる、66条3項で内閣は行政執行に関して連帯して国会に責任を負うというようになっている。ですから、国会は単なる立法府ではなく、行政を監督する権限が憲法上認められているはずなのです。こうした議論を、総務庁と喧々諤々やりまして、結果として総務庁は内閣法制局とやりとりしながら、だいたいこちらの言うことを認めたわけです。それでこのことを確定させる意味で昨年12月6日の予算委員会で質問に立ったというのが大よその経緯です。〕

との答弁を、当時の橋本龍太郎第82代内閣総理大臣からひきだした。

地方行政権も内閣に属する行政権（憲法65条）なのかについて、菅氏の質問に対し、大森内閣法制局長官は前出49頁で

[菅委員・・・自治体は自治体なりに議会手続があるわけですから、主権者である国民が自治体の議会を選んで、そこで条例を制定するというのは国民主権から導かれた権能ですので、そこで条例制定権があり、そして、自治体はそれに基づく行政権もあると思いますが、これについてどういう見解をお持ちか、お聞かせいただきたい。

大森（政）政府委員 要点だけお答えいたしますが、現行日本国憲法は、第8章におきまして地方自治の原則を明文で認めております。そして94条は、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有する」このように明文で規定しているわけでございますので、地方公共団体の行政執行権は憲法上保障されておる。

したがいまして、憲法65条の「行政権は内閣に属する」というその意味は、行政権は原則として内閣に属するんだ。逆に言いますと、地方公共団体に属する地方行政執行権を除いた意味における行政の主体は最高行政機関としては内閣である、それが三権分立の一翼を担うんだという意味に解されております。]

と、地方行政権は内閣に属さない独立したものであることが答弁された。しかし、松下いわく、新聞記者もだれ一人として理解せず記事にもならないまま終り、その答弁の意味が世の中に伝えられないまま終わったことを、国家学の発想のまま仕事をするマスコミ人には理解できないのではないかなげいていたが、なげくだけで終りにしないのが松下流で前記「世界」の+菅・五十嵐敬吾（当時：法政大学教授）の3者座談会が「行政権とは何か」であつかわれ内容が世に出ることとなった。

この質問の前年1995年に地方分権推進法が成立し、同年地方分権推進委員

社会構造の大変革期に正面から次の時代に向けて発信した松下圭一

会が発足し諸井虔委員長、委員に西尾勝（前出：東京大学教授）他の委員会が動き出すが、96年の国会答弁で前進はあるものの1998年地方分権推進計画が閣議決定され1999年地方分権一括法が成立するまでの道のりは、前出西尾の力量によるものだ。西尾は1971年松下にさそわれ30代前半から武蔵野市の市民委員会に関わり、武蔵野の名がもつ都市のアイデンティティーともいえる緑化の超長期な展望や、基礎自治体のしくみと実体を理解する基本構想・長期計画策定委員となり、国の分権推進委員会での本格活動に入るまでの期間25年近くの間、基礎自治体における国や広域自治体の関係についても現実を理解するに十分な、座学では知りえないことを身につけた。この事を2015年8月29日に行われた「松下圭一先生をおくる会」において、発起人を代表し「お礼のことば」の中で

[さて私は、まことに僭越にも、この「おくる会」の発起人代表を名乗らせていただきましたけれども、これは、この私自身ほどに松下先生から取り分け深く濃密な学恵を受けた人間は他にないのではないかと自覚していたからでございます。

まず私は、松下先生のご推挙によりまして、1971年に武蔵野市緑化市民委員会の委員に任命されたのを皮切りにして、武蔵野市の長期計画や調整計画の策定委員会の委員にまで登用されるようになり、ほぼ20年間にわたって、「市民参加の武蔵野方式」の渦中にどっぷり浸かり切っていたのですが、この間、自治体職員と討議する仕方、市民委員会・市民会議の運営の仕方、市議会議員の質疑に応答する仕方等々、一つ一つ手を取るように伝授してくださったのは松下先生でした。この間の松下先生による濃密なご指導がなかったならば、のちに私が地方分権推進委員会（諸井委員会）に参画し地方分権改革に従事するようになったとき、霞が関の各省の官僚諸君との「膝詰め交渉」を乗り切ることが到底できなかったと、確信しております。]

と述べ、分権推進委員として十分に活動出来た基礎をつくってくれたことに感謝する発言をするとともに後段で

[行政技術研究会の自治体職員にはしばしば情報提供を依頼し、ご協力いただきました。なかでも記憶に残るのは、国民年金行政における都道府県の社会保険事務所と市区町村の国民年金係との間の連携関係の実態について、行政技術研究会有志から詳細なレクチャーを受けた記憶です。武蔵野市、三鷹市、小金井市、国分市からそれぞれ選ばれた4人の自治体職員からレクチャーを受け、ようやく実態を正確に把握することができました。その上で、私が考えあぐねていた改革の落とし所をめぐる諸論点についても4人のそれぞれの意見を聴取し、これで漸く厚生省官僚等との交渉に臨む私の腹が固まり、腰が据わりました。ほんとうにいまでも、行政技術研究会の諸君に深く感謝している出来事でした。

ところが、後日になって聞かされた話によれば、行政技術研究会の諸君は、私からの度重なる協力要請にどこまでまともに応じるべきなのか迷いもあって、松下先生に相談したところ、「西尾から情報提供や意見具申の要請があったときには、徹夜をしてでも迅速に対応し、的確な情報や意見を集めて送り返せ」という、強いご指示を受けていた、ということでした。]

と、松下指示の事を記している。続いて、西尾本人の発想を超える松下の言葉に「叱られた」との表現で

[地方分権推進委員会の勧告を法制化した地方分権一括法が国会審議を通過し成立したときになると、松下先生は「機関委任事務制度の全面廃止は、この国の憲法構造を実質的に大きく変革する画期的な成果だ。よくやった。実によくやった。」と、ほとんど無条件に絶賛してくださいました。これほどまでに無条件に絶賛してくださった方は、松下先生、ただお一人だけ

社会構造の大変革期に正面から次の時代に向けて発信した松下圭一

でした。ただ、一点だけ、強い不満を述べられました。それは、改革の中心に関わるのではなく、改革の成果を活かすための手立てに関することでした。それがどういうことであったかと申しますと、「君はなぜ、これを祝う、これを祝賀する大々的な提灯行列を全国津々浦々で挙行するように、政府に対して要請しなかったのだ。そうした大々的な祝賀行事を挙行しないと、この改革のもつ重大な意義が、一般の国民・住民にはもとよりのこと、肝心要の自治体関係者にすら十分に理解されず、その内面にまでも浸透しないのだ。」と叱られたのです。この繰り言は、その後も、何度も何度も繰り返し言われました。この叱責は、私の意表を突く、私の虚を突くものでした。当時の私は、正直なところ、そのような発想を全くもって持ち合わせておりませんでした。]

と述べ松下流の戦略論に追いつかなかったことを言われた。

正に2000年分権改革は西尾先生のねばり勝によって「機関委任事務制度の全面廃止」となり、憲法の大幅な解釈変更となった。

成熟と洗練—日本再構築ノート—

VI まとめ

2000年分権改革以降の松下は、自分が各地で語り分権の意味を広く理解してもらうことに努める。その内容は2000年公人の友社刊（北海道町村会土曜講座ブックレット）「転型期自治体の発想と手法」におさめられ、2005年には同書が公人の友社刊「自治体再構築」に再掲され、2013年には公人の友社刊「2000年分権改革」と自治体危機」として2011年の東日本大震災後にあらためて文章整理されたものが出版されている。2012年公人の友社刊「成熟と洗練*日本再構築ノート」はそれまでの論文調とはちがった日記風にまとめられ、

松下語録の中でも、松下造語ではない一般的な品のよい言葉の表題だが、まだまだ元気で、本文最後を

[日本の私たち市民は、地球規模での都市型社会の成立のなかで、日本の政治・行政あるいは経済・文化は、すでに《分権化・国際化》の段階にはいったという「自覚」すら、まだ成熟させていない。明治以来の、そして自民党政権が戦後うけついで国家観念ないし国家統治という、〈閉鎖国家〉型の考え方に惑溺する時代がすでに終わっていることは、たしかである。日本の市民は《市民活動》の熟成、《自治体改革》の展開、《国会内閣制》の構築のなかで、市民個人が多元・重層のチャンスをもつ《市民政治》の時代をつくりうるのだろうか。

私たち日本の市民は、くりかえしのべたように、後進国型の「進歩と発展」への幻想は終わって、「没落と憔悴」か、「成熟と洗練」か、という岐路にたっている。]

と結んでいる。松下の品性ある願いは、早い時期から成熟の願いをこめ「成熟」の言葉を使っていたが、本当の願いは「洗練」であって、「量の時代」の発想がまだ生きるなか、本当の「質の時代」を考えていたのだろう。

「私の仕事」(絶筆)として2014年トランスビュー刊大塚信一著「松下圭一 日本を変える—市民自治と分権の発想—」に収められている。同絶筆は2015年8月「松下圭一先生をおくる会」に時期を合わせ出版された2015年公人の友社刊「松下圭一*私の仕事—著述目録」にもおさめられている。

私の仕事の中で松下は

三
九

[幾種類もの「自治体資料集」を編集し、自治体の新時代にふさわしい(1)市民活動、(2)自治体改革、(3)国政・国法改革についての資料の整理・刊行もおこなってきた。

しかし、当時、〈国家統治〉をかかげる官僚たちは、「都市型社会」への

社会構造の大変革期に正面から次の時代に向けて発信した松下圭一

移行にともなう、歴史上はじめての、この(1)(2)(3)の激動を理解できず、一時はパニックにおちいていたといつてよい。私は人事院や省庁など国の研修、また自治体の研修にも、幾度も、あるいは連続して講師によれば、日本の官治・集権行政の現実を批判するとともに、これを自治・分権政治に変えるため、2000年代の今日では常識となった「情報公開・市民参加」という《市民手続》の構築をきびしく訴えた。この基幹論点を私は当時まとめて理論設定しえていたからである。もちろん、今日の2010年代の官僚たちも、心底ではいまだにその明治国家体質は実質変わらず、官僚行政中核の《官僚内閣制》は今日も続く。]

また危惧していると述べ、続いて

[最後になったが、私の社会・政治・行政理論の〈方法論〉は、最初の『市民政治理論の形成』、また『現代政治の条件』以来きざきあげてきた《歴史・構造》方法である。つまり、歴史の変化のなかに現実の構造変化をみ、また現実の構造変化をおしすすめて歴史の変化をつくりだす、という考え方を私はとっている。それゆえ、私の理論の立ち位置は、市民起点の〈自治体改革〉からはじまる《市民型構造改革》である。]

大きな歴史の変化の中での理論を構築してきたことを述べ、最後に

[くりかえすが、明治以来、〈官僚統治〉を原型に、政治とは「国法の執行」と訓練されてきたため、市民をはじめ、政治家、ついで官僚・行政職員をふくめ、法務・財務の抜本大改革・また未来にむけての予測・企画という、マクロの問題解決能力の欠如もいちじるしい。

以上のような明治以来の官治・集権の持続・停滞といった〈歴史・構造〉問題をめぐって、私たちは《日本沈没》を予感しつつ、市民個人それぞれがみずからあらたな未来を模索していくことになる。たえざる不確定

性のなかで私たち市民が未来を構築するには、以上のマクロ・ミクロでの《歴史・構造》が提起する課題をふまえざるをえないことを、誰もが認めるであろう。]

政治学者・政策科学者の囲いを超えた思想家としての姿をみせている。

雑記：私は、松下先生の40代の前半「シビル・ミニマムの思想」「都市政策を考える」「市民参加」「岩波講座都市政策」の時代に教えを受け、特に半年間ほどの集中した勉強の期間を持てたことが、その後、勉強せずにただ現場で走り回って、たまに疑問を先生にぶつけ、先生とは反対のことを主張し、なげつけていたこともありましたが、あきらめず指導していただいたことで、今日があることを、今回の作業で改めて認識させられました。「市民政治理論の形成」から読みなおしホコリにまみれた書もありましたが、あの時はこれを読めばよかったのかと思考の逆回転をしながら大きな感謝の時間を持つことができました。先生、本当にありがとうございます。これからも、読み直していきます。

参考 I

* 福井空襲 1945年7月19日 夜半

B29 127機 焼夷弾 10万本以上 865トン以上 福井市損壊率 84.8%

死者 1576+108人 罹災人口 85,603人(人口103,049人)

地方都市の爆撃としては、富山市、沼津市に次いでこの規模

* 福井地震 1948年6月28日 16時13分 震央・坂井市丸岡

マグニチュード 7.1 震源の深さ ごく浅い 大陸プレート内地震 左横ずれ断層

福井市震度6(以降震度7が設定される)

死者行方不明者 3,769人 坂井市 死者5% 福井市 死者1%(例:神戸市 約0.3%)

東日本大震災・阪神淡路大震災に次ぐ戦後3番目の被害規模

* 九頭竜川洪水 1948年7月25日 夕方 300m決壊

降雨量 平野部 130mm 上流山間部 350mm

浸水家屋 約700戸 被災人口 約28,000人 浸水面積 1,900ha

* 政治学事典 1954年 平凡社(編集事務担当)

平凡社政治学事典編集部(編集) 中村哲 辻清明 丸山眞男(編集委員)

社会構造の大変革期に正面から次の時代に向けて発信した松下圭一

- * 「日本の政治的底流」(共同調査)『中央公論』1959年
- * 「大都市における地域政治の構造」(杉並区調査)[+小森武, 阿利莫二, 高木鉦作, 鳴海正泰 分担執筆] 都市調査会 1960年
- * 「武蔵野市基本構想・長期計画」(策定委員)+遠藤湘吉, 佐藤竺, 田畑貞寿 1971年
- * 「武蔵野市第1次調整計画」策定委員[+遠藤湘吉, 佐藤竺, 田畑貞寿] 1973年
- * 「私の仕事」(絶筆)大塚信一著『松下圭一 日本を考える 市民自治と分権の思想』トランスビュー 2014年
- * 鳴海正泰著「松下圭一の(自治体改革・都市政策論)の源流」自治研かながわ 160号 2016年

参考Ⅱ

- * 「市民政治理論の形成」岩波書店 1959
- * 「現代政治の条件」中央公論社 1959
- * 「現代日本の政治的構成」東京大学出版会 1962
- * 「現代政治学」東京大学出版会 1968
- * 「現代政治の条件」中央公論社 1969
- * 「シビル・ミニマムの思想」東京大学出版会[毎日出版文化賞受賞] 1971
- * 「都市政策を考える」(岩波新書) 1971
- * 「市民参加」[編著] 東洋経済新報社, 編者論文「市民参加とその歴史的可能性」[第7回吉野作造賞受賞] 1971
- * 「岩波講座 現代都市政策」全12巻・編集委員[+伊東光晴, 篠原一, 宮本憲一] 岩波書店 1972~1973
- * 「都市をどう考えるか」『講座 現代都市政策Ⅰ』岩波書店 1972
- * 「自治体計画のつくり方」『講座 現代都市政策Ⅲ』岩波書店 1973
- * 「シビル・ミニマムと都市政策」『講座 現代都市政策Ⅴ』岩波書店 1973
- * 「市民自治の憲法理論」(岩波新書) 1975
- * 「新政治考」朝日新聞社 1977
- * 「市民自治の政策構想」(1978・79年朝日新聞論壇評集)朝日新聞社 1980
- * 「職員参加」[編著] 学陽書房, 編者論文[職員参加の意義と理論構成] 1980
- * 「文化行政—行政の自己改革」[+森啓編] 学陽書房, 編者論文「自治の可能性と文化」1981
- * 「都市文化をデザインする」[編著](対談集)有斐閣 1984
- * 「市民文化は可能か」岩波書店 1985
- * 「自治体の先端行政—現場からの政策開発」[編集] 学陽書房 1986
- * 「社会教育の終焉」筑摩書房 1986
- * 『ロック「市民政府論」を読む』岩波書店 1987
- * 「都市型社会の自治」日本評論社 1987
- * 「資料・革新自治体」編集委員[+鳴海正泰, 神原勝, 大矢野修] 全国改革市長会・地方自治センター編, 日本評論社 1990
- * 「政策型思考と政治」東京大学出版会[NIRA 東畑精一賞受賞] 1991
- * 「戦後政治の歴史と思想」(ちくま学芸文庫) 筑摩書房 1994

- * 「現代政治の基礎理論」東京大学出版会 1995
- * 「日本の自治・分権」(岩波新書) 1996
- * 「日本の公共政策研究(日本公共政策学会創立総会基調講演)」『日本公共政策学会会報』No.1 1996
- * 討議「行政権とは何か」[+菅直人, 五十嵐敬喜]『世界』1997・8月号
- * 「政治・行政の考え方」(岩波新書) 1998
- * 「資料・革新自治体(続)」編集委員[+鳴海正泰, 神原勝, 大矢野修] 地方自治センター資料編集委員会編, 日本評論社 1998
- * 「自治体は変わるか」(岩波新書) 1999
- * 「転型期自治体の発想と手法」(北海道町村会土曜講座ブックレット) 公人の友社 2000
- * 「岩波講座 自治体の構想」全5巻, 編集委員[+西尾勝, 新藤宗幸] 2002
- * 「シビル・ミニマム再考—ベンチマークとマニフェスト」北海道町村会・地方自治土曜講座ブックレット, 公人の友社 2003
- * 「市民文化と自治体文化戦略」第9回「文化のみえるまちづくり政策研究フォーラム」基調講演, 公人の友社 2003
- * 「戦後政党の発想と文脈」東京大学出版会 2004
- * 「転型期の自治体計画づくり」(TAJIMI City Booklet No.2) 公人の友社 2004
- * 「自治体再構築の市民戦略」公人の友社 2004
- * 「自治体再構築」公人の友社 2005
- * 「転型期日本の政治と文化」岩波書店 2005
- * 「現代政治 * 発想と回想」法政大学出版社 2006
- * 「市民・自治体・政治=再論・人間型としての市民」公人の友社 2007
- * 「国会内閣制の基礎理論(松下圭一法学論集)」岩波書店 2009
- * 「自治体改革 * 歴史と対話」法政大学出版社 2010
- * 「成熟と洗練 * 日本再構築ノート」公人の友社 2012
- * 「2000年分権改革と自治体危機」公人の友社 2013
- * 「松下圭一 * 私の仕事—著述目録」公人の友社 2015